

第3期（2018年度）学協会助成 募集要項

公益財団法人 自然保護助成基金

公益財団法人自然保護助成基金（理事長 有賀 祐勝）では、わが国及び海外の自然環境の保全に資する活動の支援と、これらの活動の基礎となる調査研究の進展のため、助成事業を実施してまいりました。

本プログラムは、学協会の委員会等が行う自然保護活動に対し助成を実施いたします。

趣旨ならびに目的

日本国内の学協会における、自然保護問題を取り扱う委員会およびワーキンググループ（以下、WG）に対し、その自然保護活動を支援するものです。

対象団体

- ・日本学術会議協力学術研究団体である学協会における、自然保護問題を取り扱う委員会、またはWG、あるいはそれに準ずるもの。
 - ・自然科学系の学協会だけでなく、人文社会科系の学協会でも環境教育等を取り扱う委員会およびWGも含まれる。
 - ・その存在が、業務執行組織（理事会等）において認められていること。
 - ・構成員によって会合、研究発表などの形で実質的な活動が継続的に行われていること。
- 申請は、その団体として行って下さい。

内容

専門的な知識を活用した以下のような自然保護活動が助成対象となります。

- ・自然保護問題が発生している地域において、専門知識を提供し、地域の団体や住民と協働して行う自然保護活動
- ・自然保護に寄与する普及媒体（書籍、パンフレット、映像資料）の作成、発行、および普及活動
- ・地域住民主体で自然保護活動を行うよう促すための、セミナー等の教育活動

対象地域は、日本国内外を問いません。

活動を実施するための調査・研究がプロジェクト内容に含まれるのは構いませんが、学術研究のみを目的としたプロジェクトは助成対象となりません。

以下の項目に該当する内容のプロジェクトは応募できません。

- ①営利を目的としたもの。
- ②特定の政党、宗教などの活動の一環として行われるもの。
- ③他の機関からの委託を受けているもの。

助成金額

1件あたりの上限金額は100万円／年です。

助成期間

プロジェクトの実施期間は助成金交付後、原則として1年間です。複数年希望する場合にも毎年申請し、審査を受けることが必要となります。

ただし、当財団の助成を2回以上受けたことがあり、十分な成果を上げている団体については、複数年にまたがるプロジェクトの申請を受け付ける場合があります。希望がある場合は事務局にご相談ください。

助成金の交付時期は2018年4月を予定しています。

審査方法

自然保護問題に関する有識者から構成される当財団審査委員会で審査の上、理事会にて決定します。

審査の過程で計画について口頭や書面による説明を求める場合があります。

審査基準

1. 重要性・緊急性：対象となる自然保護問題の重要性。対象となる地域における問題の緊急性。
 2. 専門性：各学協会の専門性を活かした活動となっていること。
 3. 公益性：活動の成果が、広く社会に貢献するもの
 4. 活動実績：対象となる問題に対する、これまでの研究および活動実績。
- 上記の点について総合的に判断し採択案件を決定します。

スケジュール

2017年12月25日	募集要項公開
2018年2月2日 17:00	応募締め切り
2018年3月16日	審査結果公開
2018年4月1日以降	助成金交付

応募手続き

1. 申請書類の入手

申請書類は、当財団のウェブサイト <http://www.pronaturajapan.com/>よりダウンロードしてください。

2. 申請書の提出

審査は提出された申請書に基づいて行います。申請書をWord、支出計画・年間スケジュールをExcel、またそれらを電子ファイル（PDF）化したもので提出してください。容量が2MB未満の場合は電子メールに添付、それ以上の場合はファイル送信サービスを利用して、問い合わせ先の e-mail アドレスに送付してください。

なお、申請書提出後3日以内に当財団より受領の連絡がない場合には、ご連絡をお願いします。

応募締め切り

申請書は、2018年2月2日 17:00（厳守）までに提出してください。

書類に不備がある場合、受理しないことがありますので、時間に十分余裕をもってご提出下さい。

申請書作成上の注意

助成金は、助成対象事業の実施に必要な直接経費で助成金費目一覧（別紙）に記されている項目とします。グループメンバーの日当を含む人件費やグループ組織の運営管理に必要な一般管理費は助成の対象となりません。

各項目について、文字サイズ、行間等を調整していただいても結構ですが、文字は10ポイント以上とします。申請書のp.2～5については、図や表を用いて説明することも可能です。その場合、枠のサイズを変更して構いません。ページ数を増やすことはできません。

詳細は申請書サンプルを参照してください。

結果の通知

審査結果は当財団ウェブサイトで公開します。結果は応募者全員に文書にて通知します。

助成金の支払い

助成金は、学協会、あるいは委員会／WGの口座に入金します。大学への寄附手続き等が必要な際は、ご相談ください。

助成を受けた者の義務

1. 中間報告書の提出

2018年10月31日までに、それまでの活動内容や、目標の達成状況、新たに見つかった課題などを記した中間報告書を提出していただきます。

2. 中間報告会での発表

2018年12月上旬に、東京にてプロジェクトの中間報告会を行います。採択者には、これまでの活動の成果を発表していただきます。

3. 最終報告書の提出

2019年6月下旬までに、最終報告書を提出（当財団成果報告書に掲載）していただきます。

当該学協会における学術大会にて成果を発表する場合は、お知らせください。また、本助成金を用いて発行した書籍等の成果物は、当財団までお送りください。

その他、詳細は助成決定後に当財団と取り交わす覚書によります。

現地視察について

活動期間の前半月～11月にかけて、当財団の研究員がプロジェクトの活動現場を視察し、活動内容および進捗状況の確認や、今後の方向性についてのディスカッションを行います。

個人情報の取り扱い

当財団がこの助成事業により取得する個人情報は、審査作業および採択後に発生する助成金の事務処理に必要な範囲に限定して使用します。

問い合わせ先

〒150-0046 東京都渋谷区松濤 1-25-8

松濤アネックス 2F

公益財団法人 自然保護助成基金

tel: 03-5454-1789

fax: 03-5454-2838

e-mail: office@pronaturajapan.com

担当：板垣佳那子